第明三治十二十五種年郵三便月物三十認一可日

平成２１年（フ）第５４１号
埼玉県比企郡川島町大字伊草235番地
債務者　中村　タツ
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５４４号
埼玉県ふじみ野市亀久保1217番地42
債務者　小林ゆかり
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５５１号
埼玉県川越市岸町２丁目39番地５　パークイン岸町301号室
債務者　眞下　金子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５６１号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目６番地11　フェアウインド101
債務者　朝倉　　円
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３６３号
埼玉県熊谷市河原町１丁目26番地　プラスコート熊谷105号室
債務者　石河　　実
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４３４号
新潟市中央区浜浦町１丁目197番地１　メゾンブランシュ浜浦101号、前住所新潟県燕市井土巻1743番地１　ケレス201号
債務者　坂野多喜雄
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１０号
新潟市東区もえぎ野２－６－８、申立時の住所新潟市東区月見町６番10号
債務者　李　　應哲
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１１号
新潟市東区もえぎ野２－６－８、申立時の住所新潟市東区月見町６番10号
債務者　李　　奉順
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２５号
新潟市秋葉区程島926番地
債務者　青山真理子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８８号
岐阜県中津川市茄子川610番地の22
債務者　小室　英夫
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１９２号
岐阜県中津川市蛭川1726番地５　コーポいろり101号
債務者　纐纈智恵美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１９３号
岐阜県多治見市北丘町５丁目６番地の50
債務者　平塚　智章
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第３３号
静岡県三島市光ケ丘２丁目23番地　県営光ケ丘団地２―205
債務者　稲葉　千秋
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
名古屋市千種区京命１丁目８番22号　サンハイツ末広102号
債務者　加古　康予
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０５号
三重県松阪市久保町502番地114
債務者　宮本　公子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１４５号
大阪府東大阪市寿町３丁目10番３号　Ｙｏｕハイム寿311号
債務者　前田　茂美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２１９号
大阪市東成区大今里西３丁目４番２号　サンハイツ今里ロータリー302号
債務者　藪本　佳菜
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部